

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○公共測量の終了の通知（6件）（用地対策課）	2
○道路の区域変更（3件）（道路課）	2
○道路の供用開始（3件）（"）	2
監査公表	
○定期監査の執行結果（商工労働部工業振興課ほか）	3

規 則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第72号

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則（平成12年高知県規則第113号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第29条第2項」を「第25条第2項」に改める。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
<p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第25条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p>	

6.0センチメートル

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

<p style="text-align: center;">不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）</p> <p>第25条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （権限の委任等）</p> <p>第38条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>第47条 第25条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。</p>
--

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第543号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から令和5年10月高知県告示第688号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年3月14日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第544号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年2月高知県告示第89号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年8月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第545号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年2月高知県告示第90号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年8月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第546号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年2月高知県告示第91号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年8月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第547号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から令和6年3月高知県告示第195号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年5月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第548号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和6年4月高知県告示第343号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年8月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市桑田山字西ケ平乙34番1から 須崎市桑田山字野瀧乙105番イまで	前	35.4 }	72
	後	16.9 }	72
		31.4	

高知県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越屋		35.0	

字コマシコエ1323番から 高岡郡日高村名越屋 字コマシコエ1334番 1まで	前	}	100
		95.0	
	後	}	100

高知県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山路中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市右山字明治377番1から 四万十市右山字明治383番15まで	前	12.0 }	157
	後	12.0 }	157
		12.0	

高知県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 494号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市桑田山字西ケ平乙34番1から	72	令和6年9月24

須崎市桑田山字野瀧乙105番イまで	日
-------------------	---

高知県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、令和6年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村名越屋字コマシコエ1323番から 高岡郡日高村名越屋字コマシコエ1334番1まで	100	令和6年9月24日

高知県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、令和6年9月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和6年9月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市右山字明治377番1から 四万十市右山字明治383番15まで	157	令和6年9月24日

 監 査 公 表

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月24日

高知県監査委員 横山 文人
 同 上田 貢太郎
 同 奥村 陽子
 同 五百藏 誠一

定期監査結果報告（令和6年度第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関226機関（出先機関121機関を含む。）のうち本庁105機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和5年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項、注意事項及び検討事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

商工労働部工業振興課

令和5年度高知県防災関連製品等広報業務の変更契約書に受託者の代表者印がなかった。

これは、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、当該契約は、確定しないものとする。と定めた、地方自治法第234条第5項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 意見

今回監査を実施した本庁の105機関のうち44機関におい

て、是正又は改善を要する不適切な事務処理が65件認められた。昨年度と比較すると、機関数は21機関、件数は36件、それぞれ減少している。

昨年度と比較して件数が減少したのは37機関、増加したのは16機関で、増減がなかったのは20機関であった。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは30機関となっている。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正することができていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1（監査対象機関）

機関名	
知事部局	総合企画部
	政策企画課
	秘書課
	広報広聴課
	デジタル政策課
	中山間地域対策課
	移住促進課
	交通運輸政策課
	総合企画部 7課
	総務部
	財政課
	法務文書課
	行政管理課
	人事課
	職員厚生課
	税務課
	市町村振興課
	管財課
	総務部 8課
	危機管理部
	危機管理・防災課
	南海トラフ地震対策課
	消防政策課
	危機管理部 3課
	健康政策部
	保健政策課
	医療政策課
	在宅療養推進課
	国民健康保険課
	健康対策課
	薬務衛生課
	健康政策部 6課
子ども・福祉政策部	
地域福祉政策課	
長寿社会課	
障害福祉課	

機関名	
知事部局	子ども・福祉政策部
	障害保健支援課
	子育て支援課
	子ども家庭課
	福祉指導課
	人権・男女共同参画課
	子ども・福祉政策部 8課
	文化生活部
	文化国際課
	国民文化祭課
	歴史文化財課
	県民生活課
	私学・大学支援課
	文化生活部 5課
	産業振興推進部
	産業政策課
	産業イノベーション課
	地産地消・外商課
	統計分析課
	産業振興推進部 4課
	商工労働部
	商工政策課
	産業デジタル化推進課
	工業振興課
経営支援課	
企業誘致課	
雇用労働政策課	
商工労働部 6課	
観光振興スポーツ部	
観光政策課	
国際観光課	
地域観光課	
スポーツ課	
スポーツツーリズム課	
観光振興スポーツ部 5課	

機関名	
知事部局	農業振興部
	農業政策課
	農業担い手支援課
	協同組合指導課
	環境農業推進課
	農業イノベーション推進課
	農産物マーケティング戦略課
	畜産振興課
農業基盤課	
農業振興部 8課	
知事部局	林業振興・環境部
	林業環境政策課
	森づくり推進課
	木材増産推進課
	木材産業振興課
	治山林道課
	環境計画推進課
	自然共生課
環境対策課	
林業振興・環境部 8課	
知事部局	水産振興部
	水産政策課
	漁業管理課
	水産業振興課
	漁港漁場課
水産振興部 4課	
知事部局	土木部
	土木政策課
	技術管理課
	用地対策課
	河川課
	防災砂防課
	道路課
	都市計画課
	公園上下水道課
	住宅課
	建築指導課

機関名	
知事部局	土木部
	建築課
	港湾振興課
	港湾・海岸課
土木部 13課	
知事部局	会計管理局
	会計管理課
	総務事務センター
会計管理局 2課	
公営企業局	公営企業局
	電気工水課
	県立病院課
公営企業局 2課	
教育委員会	教育委員会事務局
	教育政策課
	教職員・福利課
	学校安全対策課
	幼保支援課
	小中学校課
	高等学校課
	高等学校振興課
	特別支援教育課
	生涯学習課
	保健体育課
人権教育・児童生徒課	
教育委員会 11課	
警察本部	警察本部
警察本部 1機関	
その他の機関	議会事務局
	監査委員事務局
	人事委員会事務局
	労働委員会事務局
その他機関 4機関	
合計 105機関	

別表2 (実施機関別の指摘事項、注意事項及び検討事項)

() : 指摘事項の件数で内数、[] : 検討事項の件数で内数

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に 関する事務	財産・物品等 管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和5年度	増減
知事部局	総合企画部			5				5	11 (1)	△6
	政策企画課			1				1	1	
	秘書課			1				1	1	
	広報広聴課								3	△3
	デジタル政策課								2	△2
	中山間地域対策課			1				1	2	△1
	移住促進課									
	交通運輸政策課			2				2	2 (1)	
総務部	1						2	3	3	
財政課									1	△1
法務文書課										
行政管理課										
人事課	1							1	1	
職員厚生課						1		1		1
税務課									1	△1
市町村振興課										
管財課						1		1		1
危機管理部									6	△6
危機管理・防災課									3	△3
南海トラフ地震対策課										
消防政策課									3	△3
健康政策部			8	2		1		11	9 [1]	2
保健政策課			2	1				3	1	2
医療政策課						1		1	2	△1
在宅療養推進課			1					1		1
国民健康保険課			3					3	1	2
健康対策課			1	1				2	4	△2
薬務衛生課			1					1	1 [1]	
子ども・福祉政策部			6					6	8 (1)	△2
地域福祉政策課									2 (1)	△2
長寿社会課			3					3		3
障害福祉課									1	△1
障害保健支援課									2	△2
子育て支援課			1					1	1	
子ども家庭課			2					2	1	1
福祉指導課										
人権・男女共同参画課									1	△1

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に 関する事務	財産・物品等 管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和5年度	増減
知事部局										
文化生活部			3				1	4	6	△2
文化国際課									1	△1
国民文化祭課										
歴史文化財課						1	1	2		△1
県民生活課			2				2	2		
私学・大学支援課			1				1	1		
産業振興推進部			4				4	5		△1
産業政策課			1				1	3		△2
産業イノベーション課										
地産地消・外商課			3				3	2		1
統計分析課										
商工労働部				2 (1)			2 (1)	4		△2
商工政策課										
産業デジタル化推進課										
工業振興課				2 (1)			2 (1)	2		
経営支援課									1	△1
企業誘致課									1	△1
雇用労働政策課										
観光振興スポーツ部	1	2	1				4	6 [1]		△2
観光政策課	1	1					2	2		
国際観光課		1	1				2	2		
地域観光課										
スポーツ課								2 [1]		△2
スポーツツーリズム課										
農業振興部	2	1				1	4	2		2
農業政策課	2						2	2		
農業担い手支援課						1	1			1
協同組合指導課										
環境農業推進課										
農業イノベーション推進課										
農産物マーケティング戦略課			1				1			1
畜産振興課										
農業基盤課										

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に 関する事務	財産・物品等 管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和5年度	増減
知事部局										
林業振興・環境部			4				2	6	12 [2]	△6
林業環境政策課			1					1	1	
森づくり推進課			1					1	1	
木材増産推進課			1					1		1
木材産業振興課			1					1	3 [1]	△2
治山林道課									2	△2
環境計画推進課							1	1	2 [1]	△1
自然共生課							1	1	1	
環境対策課									2	△2
水産振興部									6 (1)	△6
水産政策課										
漁業管理課									3 (1)	△3
水産業振興課									1	△1
漁港漁場課									2	△2
土木部	1	1	2				4	10		△6
土木政策課			1					1	1	
技術管理課			1					1	1	
用地対策課									2	△2
河川課									1	△1
防災砂防課										
道路課									2	△2
都市計画課										
公園上下水道課		1						1	1	
住宅課									1	△1
建築指導課										
建築課									1	△1
港湾振興課										
港湾・海岸課	1							1		1
会計管理局									2	△2
会計管理課									2	△2
総務事務センター										
公営企業局				1				1	2 (1)	△1
電気工水課				1				1	1	
県立病院課									1 (1)	△1

() : 指摘事項の件数で内数、[] : 検討事項の件数で内数

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和5年度	増減
教育委員会			2	1	1		1	5	6 (1)	△1
教育政策課										
教職員・福利課										
学校安全対策課				1	1		1	3	1	2
幼保支援課			1					1	1	
小中学校課										
高等学校課										
高等学校振興課			1					1	2 (1)	△1
特別支援教育課									1	△1
生涯学習課										
保健体育課									1	△1
人権教育・児童生徒課										
警察本部							1	1		1
議事事務局			2					2	1	1
監査委員事務局										
人事委員会事務局		1	1				1	3	1	2
労働委員会事務局									1	△1
計	2	5	40	7 (1)	1	1	9	65 (1)	101 (5) [4]	△38

別表3 (事務区分別の指摘事項、注意事項及び検討事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	検討事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	2	0	2	3.1	・ 会計書類の亡失 ・ 書面での意思決定漏れ
収入事務	0	5	0	5	7.7	・ 収入調定の遅延 ・ 収入調定額の誤り ・ 納期限の設定誤り 等
支出事務	0	40	0	40	61.5	・ 経費支出伺(変更を含む。)の作成漏れ ・ 支出負担行為決議書の遡及 ・ 通勤手当の支給誤り ・ 食糧費と旅費との調整漏れ 等
契約事務	1	6	0	7	10.8	・ 契約書の不備(押印漏れ) ・ 契約書等への収入印紙の貼付漏れ ・ 再委託の事前承諾漏れ
補助金の交付に関する事務	0	1	0	1	1.5	・ 補助対象経費の誤り
財産・物品等管理事務	0	1	0	1	1.5	・ 郵便切手類等出納簿の押印漏れ
土木・建築工事に関する事務	0	9	0	9	13.8	・ 契約の保証期間延長の処理漏れ ・ 中間検査の未実施 ・ 法律に定める通知の未実施 等
計	1	64	0	65	100	105機関のうち44機関
参考(令和5年度)	5	92	4	101	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。